

本多通信工業共済会「あゆみの会」解散公告の一部変更のお知らせ  
(申出期限変更のお知らせ)

本年12月1日付でホームページに掲載いたしました、本多通信工業共済会(通称:あゆみの会)の解散公告の記載を、下記の通り一部変更いたしましたので、ご報告いたします(変更箇所は下線部分となります)。

なお、準会員の皆様へお送りしている個別のご連絡書面には、変更後の内容にて記載しておりますので、ご了承ください。

以上

記

**【変更前の解散公告の記載(抜粋)】**

引き続き、清算手続きを開始いたしますので、準会員の皆様におかれましては、給付事由発生後1年以内の未申請の共済給付、および、会則で定める準会員資格を有する方へ解散特別給付金の給付を行いますので、平成30年2月15日までに、清算人までお申し出ください。

平成30年2月15日までにお申し出がないときは、清算手続きに参加することができなくなりますので、ご了承ください。

**【変更後の解散公告の記載(抜粋)】**

引き続き、清算手続きを開始いたしますので、準会員の皆様におかれましては、給付事由発生後1年以内の未申請の共済給付、および、会則で定める準会員資格を有する方へ解散特別給付金の給付を行いますので、平成30年2月20日までに、清算人までお申し出ください。

平成30年2月20日までにお申し出がないときは、清算手続きに参加することができなくなりますので、ご了承ください。

平成29年12月21日

本多通信工業共済会  
清算人 弁護士 大畑 敦子

## 本多通信工業共済会「あゆみの会」解散公告

(解散と清算手続き開始のお知らせ)

本多通信工業共済会（通称：あゆみの会）は、本多通信工業株式会社の福利厚生制度の見直しに伴い、共済会会則に定める手続きにより、平成29年11月30日付で解散し、下記清算人が選任されました。

(清算人の表示)

〒141-0022

東京都品川区東五反田1丁目7番11号アイオス五反田アネックス405号

エトワール総合法律事務所

本多通信工業共済会 清算人 弁護士 大畑 敦子

引き続き、清算手続きを開始いたしますので、準会員の皆様におかれましては、給付事由発生後1年以内の未申請の共済給付、および、会則で定める準会員資格を有する方へ解散特別給付金の給付を行いますので、平成30年2月20日までに、清算人までお申し出ください。

平成30年2月20日までにお申し出がないときは、清算手続きに参加することができなくなりますので、ご了承ください。

清算手続きについての詳細や上記のお申し出方法については、別途清算人から準会員の皆様宛てに送付する通知書に記載しておりますので、同通知書をご確認ください。

清算人からの通知が届いていない場合は、清算人までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

平成29年12月1日作成

平成29年12月21日変更

本多通信工業共済会

清算人 弁護士 大畑 敦子

### 【変更履歴】

平成29年12月21日 申出期限の変更(平成30年2月15日→平成30年2月20日)